

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

E メール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

2025年7月17日(木)

NO. 1596号 本号4頁

※前号が1595号でした。ごめんなさい

トランプ関税、石破首相「なめられてたまるか」失言

トランプ米政権との関税交渉について石破茂首相が参院選の遊説で、日米関税交渉でトランプ米政権に強い姿勢で交渉に臨む決意を強調し始めています。「これは国益をかけた戦いだ。なめられてたまるか」。9日、千葉県船橋市のJR船橋駅前。首相は街頭演説で、こう語気を強め、「私たちは言うべきことは、たとえ同盟国であっても、正々堂々、言わなければならない」と続けました。

日本の首相が同盟国の米国相手に「なめられてたまるか」などと激しい口調で語るのは極めて異例です。首相は発言の意図について、10日に出演したテレビ番組で、安全保障や食料などをめぐる日米関係に触れて「いっぱい頼っているのだから言うことを聞きなさいということだとすれば、それは侮ってもらっては困りますということ」と説明しました。

腹心の赤沢亮正経済再生相による関税交渉の合意の見通しが立たない中、トランプ米大統領は7日、25%の相互関税を日本に課す方針を発表。首相の言葉には、与党にとって厳しい選挙情勢が伝わる中、難航する交渉が選挙戦で与党にさらなる打撃を与えかねないとの焦りも透けて見えます。

広がる波紋

「なめられてたまるか」との発言が波紋を広げています。保守派を中心に「交渉のハードルを上げた」といった声や、石破政権が中国に対して弱腰だとの認識から「中国に言って」といった厳しい意見が目立ちます。

また、自民党の佐藤正久参院議員は10日、X（旧ツイッター）で「この発言、確実にトランプ大統領に伝わる。より交渉のハードルを上げてしまった感。選挙でいう話ではない。最後の砦の赤沢（亮正）大臣では上書きできない」と書き込みました。同党の長尾敬元衆院議員は11日、Xにショート動画を投稿し、日本周辺の東シナ海の上空で中国軍機が航空自衛隊機に接近した事案に触れ、首相に対し「なめられてたまるか、これを中国に言ってください。今日、なめられてたまるか、と中国に強い厳重な抗議をしてください」と訴えました。

立憲の小沢一郎衆院議員は10日、首相発言についてXで「トランプ大統領に直接言うべき。選挙向けの内弁慶のくだらないパフォーマンスはやめるべき」と批判しました。同党の野田代表は11日、『「何とかの遠ばえ」に聞こえる。国内で勇ましいことを言ったって全然駄目だ」と非難しました。「トランプ大統領と向き合って、毅然と交渉すべきではないか」とも指摘し、首脳会談による事態打開を求めました。

国民民主の玉木代表も同日、東京都内で記者団に「選挙向け、国内向けの強い発言は交渉を難しくし、国益を害する可能性がある」と強調しました。「交渉の外では、相手への敬意や尊敬の念を持って発信することが重要だ」とも語りました。

埼玉選挙区の伊藤岳候補の応援に駆け付けた山添拓共産党政策委員長は「石破茂首相は『なめられてたまるか』『日本がもっと自立するよう努力を』と言うが、それなら軍事費を21兆円に増やせという要求を明確に突っぱねるべきだ」と強調。「アメリカ言いなりから抜け出せない政治を変えるためには、共産党の議席を増やすことが必要だ」と述べ、支持を呼びかけました。

トランプとの関税交渉をぶち壊す…「最大級の失言」との指摘も

報道によりますと、京都大学の藤井聡氏は「この発言に当方は心の底から驚愕しました。日本の外交上に残る最大級の失言という他無い発言だったからです。日米関税交渉はこれで完全に決裂する事になりました。そしてトランプの日本に対する「敵対的」外交展開が決定的となりました。結果、このつまらない首相の「失言」一つで、相互関税は文字通り 25%どころか 30%や 35%に引き上げられても致し方ない状況に日本は追い込まれました。

なぜなら、この船橋における選挙対策のためだけの内弁慶発言が米政府に届くのは確実だからです。そして、「なめられてたまるか」と言ったということはアメリカに対して「なめるな」と啖呵を切ったということであり、したがって石破は交渉中の相手国に対して「アメリカを敵だ」と宣言したことになると指摘しています。

トランプ氏は 13 日、関税交渉をめぐり「日本とは非常に親しい関係にあるが我々の車を輸入しないし、農産物もほとんど輸入しない」と改めて不満をあらわにしました。

13 日しんぶん赤旗より

参政党の憲法案を叱る 慶応大学名誉教授・小林節さん

参政党の「新日本憲法（構想案）」に、憲法学者の小林節慶応大学名誉教授に聞きました。（乾友行）

公表された参政党の「新日本憲法（構想案）」には驚かされました。「時代錯誤」としか評価しようがないものです。

冒頭で日本は天皇主権国家であると宣言しています。

前文で「天皇は、いにしえより（昔から）国をしらす（統治されるの尊敬表現）こと永久」とし、「これが今も続く日本の国體（こくたい：主権の存在より区別される国家の形態）である」と明記しています。

3 条では内閣の責任において、三権の長の任命、憲法、法律、条約の交付等を天皇が裁可するとされ、4 条では、（国民ではなくて）国が主権を有し、元号は天皇が定め、国家は君が代であると規定、22 条では「統治は国體を尊重しと明記、天皇主権国家の姿を明らかにしています。

要するに内閣が主体となって管理する立憲君主制で、明治憲法と同じです。

明治憲法下では、形式上は全権を支配下においた天皇の絶対的権威をかさにきた重臣や高官たちにたいして国民大衆には拒否権が与えられませんでした。

その結果、大日本帝国の暴走を許し、悲惨な敗戦をもたらしました。その歴史的教訓に学んで、現行憲法は、国民主権、平和主義、人権尊重の三大原則を採用し、もともと日本は自由民主主義国家として奇跡的な復興を遂げました。

参政党の憲法案はこの歴史の教訓に逆行するもので、憲法の人権尊重規定なども消し去っています。

現憲法が 97 条、99 条で協調している「人権尊重擁護義務」もなくなっています。また「家族は思いやり の心をもって互いに助け合う」といった道德律まで持ち込まれており、夫婦別姓の議論を明文で禁じ（7 条）、そもそも現憲法 13 条の「個人の尊重」という前提が消し去られています。

さらに大問題は、「臣民は命をかけて皇室を守れ」と国民を戦争に動員する道具となった教育勅語の尊重を明記していることです（9 条 4 項）日本国憲法に反するとして国会議決により正式に廃止された教育勅語を復活させようとは、まさに論外です。

まともな検討の対象にもならない憲法案ですが、参政党がブームのように取り上げられています。巨視的に見れば、一時現象で、やがて冷めるとみえています。

とはいえ、一定の議席を得てしまうと自公の補完勢力になり、参院選後の政治状況によっては国民民主、維新と連携して改憲発議の動きを誘発するかもしれません。その意味では軽視できません。

今回の参院選は大変重要です。自公を少数にするだけでなく、そのあとの政治の激動を考えなければなりません。このとき、戦前から主権在民を主張し、野党共闘をすすめる日本共産党が、1 議席でも 2 議席でも増やすことの意味は大変、重く大きいのです。

憲法会議 憲法しんぶん速報で批判し、「新日本憲法(構想案)」全文を送付

憲法会議は憲法しんぶん速報で各党の参院選での「憲法」「安保」等の政策を紹介してきました。その中で、14日の1594号で、「参政党 異様な復古主義的で「国民主権」「基本的人権」の明記のない新日本憲法(構想案) 危険極まりない憲法構想案」と、新日本憲法(構想案)の「前文」「天皇」「国民」の部分を紹介し、批判しました。また、同時に「新日本憲法(構想案)」全文を添付し、送付しました。是非、拡散して危険性を知られましょう。

参政・神谷氏が治安維持法正当化 人権尊重を否定

時代錯誤の暴言を繰り返している参政党の神谷宗幣代表が12日、鹿児島市での街頭演説で、治安維持法について「悪法、悪法だっていうが、それは共産主義者にとって悪法でしょうね。共産主義を取り締まるものですから」などと述べ、「希代の悪法」といわれる弾圧立法をあからさまに正当化しました。

第217回通常国会での憲法審査会を振り返る!! その6 (最終)

6月12日の第217回国会の最後の衆院憲法審査会で、「今国会の振り返りと今後の進め方について自由討議」が行われました。今秋の臨時国会でどのような審議が審査会で行われるのか、各委員の発言をもとに考えてみます。

自民党 「国会機能維持条項等、改正項目となり得るテーマの議論を深めたい」

船田与党筆頭幹事は、「五会派の現場の責任者が共同で作成した、選挙困難事態における国会機能維持条項の骨子案と更に深掘りすべき検討課題について、幹事会の御理解をいただいた下、本日の幹事会で配付することができました。これは、衆議院憲法審査会の現場における五会派の幹事、オブザーバーの共通認識を整理し、より条文案に近い形に一步深掘りしたものでありまして、次のステップに向けた大きな前進と言えます」と発言し、自民党内の了解も得られず出した「骨子案」を自身で評価しました。

そして、「今後は、この国会機能維持条項を始めとして、改正項目となり得るテーマの議論を深め、改正原案に近づけていきたいと考えております。さらに、SNS対策も含め、国民投票と広報協議会の在り方の議論もかなり深まってきておりますので、できる限り早く成案を得たいと考えております。また、公選法並びの投票環境改善のための法案を再提出し、速やかに成立させたいと考えております」と述べました。

立憲 国民投票法案、憲法・憲法に密接に関わる基本法制の広範かつ総合的な調査も

一方、野党筆頭幹事の武正氏は、今後の進め方について。「2021年、可決、成立した憲法改正国民投票法案には、附則四条に検討条項として、国民投票運動の広告、ネット広告制限、資金制限並びにネットの適正利用が盛り込まれています。この検討条項がある間は憲法改正の発議ができないと発言してまいりました。我が党は、民放連が法成立時に示していた自主規制がなくなってしまったことから、全運動期間の放送広告規制の強化を求めています。また、資金規制、有料ネット広告規制、ネットの適正利用を提起してきました。また、アーカイブ化などの有料ネット広告規制や、随的情報提供などフェイク対策も求めています。これら党内の議論を深めていきます」と。そして、「自民党を始め複数の政党から、議員任期延長案をもって憲法改正条文起草委員会設置の提案があるようですが、憲法改正には衆参両院の三分の二以上の賛成がなければ発議できないので、我が党などが立法事実はないとしていることから、あり得ないと考えます。

自民党のみならず、複数の政党の参議院から、緊急集会についての見解が今日幹事会で示された任期延長骨子案と異なるとの声が聞こえてきます。憲法改正の議論は、衆議院だけ議論が進むことがないように、両院足並みをそろえることが肝要ではないでしょうか。幹事懇談会で議論を始めた広報協議会規程の議論などもその一つです。幅広い政党の賛同が得られるテーマについて議論を深めることを御提案します。

そのためにも、憲法審査会規程にある、憲法、憲法に密接に関わる基本法制の広範かつ総合的な調査は、回り道のように見えても、多くの政党の賛同を得る項目を見出すためにも大事な手続であると考えます」と述べています。

維新 国会機能維持条項の骨子案や条文案を提示し、議論を加速させるべき

維新の馬場氏は、本日の幹事会において、自民、維新、国民民主、公明、有志の会の五会派による、選挙困難事態における国会機能維持条項の骨子案が提示されました。立憲民主党の反対により本審査会での提示に至らなかったことは遺憾ですが、ようやくここまでたどり着きました。今後、開かれた審査会の場で各会派がこうした骨子案や条文案を提示し、議論を加速させるべきです。

秋の臨時国会では、速やかに起草委員会を設置し、緊急政令や緊急財政処分等の議論と併せ、この骨子案を土台に憲法改正原案の作成に入るべきです。

一方、日本を取り巻く安全保障環境は日ごと厳しさを増しており、更なる抑止力の強化や日米同盟の深化のための議論が必要なことは言うまでもありません。そこで、我が党は、憲法改正調査会で九条二項を削除する方針を決定し、本格的に党内議論を進めているところです。秋の臨時国会では、九条をめぐる議論も加速させ、起草委員会で憲法改正原案の作成に着手すべきだと考えます。

共産党 改憲の議論ではなく、憲法を現実の政治に生かすための議論を

共産党の赤嶺氏は、私は、これまで、憲法審査会で改憲のための議論はやるべきではないと主張してきました。それは、何よりも、国民の多くが改憲を求めているからです。今日も、国会議員の任期を延長する改憲が必要という主張がありますが、そのような声は国民の中から全く沸き上がっていません。

そもそも、議員任期延長の改憲は、国民の選挙権を停止し、恣意的な権力の延命につながるものです。国民が改憲を求めているにもかかわらず、憲法を尊重し擁護する義務を負う国会議員が改憲を喧伝し、国民に押しつけることは、本末転倒であり、許されません。

さらに、今問われているのは、自民党政権が大軍拡を推し進め、憲法を破壊していることであり、九条を変えることはありません。

そして、今、国会がやるべきは、改憲の議論ではなく、憲法を現実の政治に生かすための議論です。今国会も、選択的夫婦別姓や同性婚、教育の無償化等、憲法に関わる多くの政治課題が浮き彫りになりました。同時に、憲法の原理原則に反する現実を変える議論が国会に求められています。

秋の臨時国会では…

各党の今後の進め方について発言を見ますと、改憲派は各会派で了承を得たものでなく「現場」の幹事などで作成し、幹事懇談会に提示した「選挙困難事態における国会機能維持条項の骨子案」についての議論を進めようとしてくると思われます。一方で、第217回国会で「憲法と現実の乖離」について審議されましたが、立憲や共産党の主張のように、憲法審査会の目的である「憲法・憲法に密接に関わる基本法制の広範かつ総合的な調査」、さらに「憲法と現実の乖離」等の議論、そして国民投票法の諸問題など、幅広い審議もされることになるでしょう。

もちろん、参院選挙結果が大きく影響することは間違いありません。しかし、衆院での改憲派が3分の2を割っているわけですから、改憲発議は不可能であることは動きません。一方でマスコミも指摘しているように、改憲派内の意見の違い、各党内での衆参での意見の違いが一層明らかになってくるでしょう。